

平成23年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・島根県中小企業制度融資

平成23年度5月1日時点

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)		
一般融資	一般設備資金	中小企業又は組合	設備資金	8,000万円以内	12年以内(据置1年以内)	年利 2.05%(責任共有利率) 年利 1.90%(責任共有外利率)	保証人 法人1人以上 個人原則不要 担保は取扱金融機関又は保証協会の決定 信用保証要する	保証料率 ・責任共有 0.4%以上 1.5%以下 ・責任共有外 0.4%以上 1.7%以下	商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団	
	一般運転資金		運転資金	5,000万円以内	7年以内(据置6ヶ月以内)	年利 2.25%(責任共有利率) 年利 2.10%(責任共有外利率)				
	小規模企業特別資金	小規模企業者(信用保証協会の保証付融資残高と本資金の新規申込額の合計が1,250万円以内となるものに限る)	設備・運転資金	1,250万円以内(ただし、既存の信用保証協会の保証付融資残高も含む)	7年以内(据置6ヶ月以内)	(責任共有制度対象外のみ) 年利 1.80%(責任共有外利率)	保証人 法人 1人以上 個人 原則不要 担保は原則不要(ただし、小規模企業育成資金にあつては信用保証協会における既融資残高との合計が3,000万円を超える場合は、取扱金融機関又は保証協会の決定)信用保証要する	保証料率 ・責任共有外 0.4%以上 1.7%以下		随時 商工会議所 商工会
	小規模企業育成資金	小規模企業者(従業員20人以下の者。商業、サービス業は5人以下)	設備・運転資金	1,250万円以内	7年以内(据置6ヶ月以内)	年利 1.95%(責任共有利率) 年利 1.80%(責任共有外利率)	保証料率 ・責任共有 0.4%以上 1.5%以下 ・責任共有外 0.4%以上 1.7%以下			
特別融資	長期経営安定緊急資金	経済的環境の変化により、一時的に売上又は収益の減少等による業況の悪化を来しているが、中長期的にはその業況が回復し、発展することが見込まれる中小企業者又は組合	運転資金	4,000万円	8年以内(据置1年以内)	年利 2.25%(責任共有利率) 年利 2.10%(責任共有外利率)	保証人 法人 1人以上 個人 原則不要 担保は取扱金融機関又は保証協会の決定 信用保証要する	保証料率 ・責任共有 0.4%以上 1.5%以下 ・責任共有外 0.4%以上 1.7%以下	随時 取扱期間 平成24年3月31日まで	商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団
	創業者支援資金	新たに事業を開始する計画を有する個人、新たに中小企業者である会社を設立し事業を開始する計画を有する個人若しくは中小企業者である会社又は事業実績が少ない等の理由により実質的に創業者に準ずるものとみなされる中小企業者若しくは組合	設備資金	5,000万円 (ただし、融資対象者が事業を営んでいない個人の場合は、1,500万円と自己資金額のいずれか低い方)	12年以内(据置2年以内)	年利 1.85%(責任共有利率) 年利 1.70%(責任共有外利率)	保証人 法人 1人以上 個人 原則不要 担保は取扱金融機関又は保証協会の決定	保証料率 ・責任共有 0.4%以上 1.5%以下 ・責任共有外 0.4%以上 1.7%以下	随時	
			運転資金	3,000万円 (ただし、融資対象者が事業を営んでいない個人の場合は、1,500万円と自己資金額のいずれか低い方)	7年以内(据置2年以内)					
	構造転換支援資金	中小企業者又は組合であつて一定の要件に該当する者	運転資金	1億2,000万円	12年以内(据置1年以内)	年利 2.55%(責任共有利率) 年利 2.40%(責任共有外利率)	保証人 法人1人以上 個人原則不要	保証料率 ・責任共有 0.4%以上 1.5%以下 ・責任共有外 0.4%以上 1.7%以下		
おもてなし処整備支援資金	地域の観光振興に資する事業(市町村長の推薦が必要)に取り組む者	設備資金	8,000万円以内	15年以内(据置2年以内)	年利 1.75%(責任共有利率) 年利 1.60%(責任共有外利率)	保証人 法人1人以上 個人原則不要 担保は取扱金融機関又は保証協会の決定 信用保証要する	保証料率 ・責任共有 0.4%以上 1.5%以下 ・責任共有外 0.4%以上 1.7%以下	随時 取扱期間 平成24年3月31日まで	商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団	
		運転資金	5,000万円以内	7年以内(据置2年以内)						

	収益体質強化資金	収益体質の強化となる計画を策定し、設備投資を行う中小企業者又は組合	設備資金 8,000万円以内 運転資金 1億2,000万円以内	8,000万円以内 10年以内(据置1年以内)	15年以内(据置1年以内)	年利 1.75%(責任共有利率) 年利 1.60%(責任共有外利率)	保証人 法人1人以上 個人原則不要 担保は取扱金融機関又は保証協会の決定 信用保証要する	保証料率 ・責任共有 0.4%以上 1.5%以下 ・責任共有外 0.4%以上 1.7%以下	随時 取扱期間 平成25年3月31日まで	商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団
※特別融資には、この他、構造転換支援資金(原油高関連分)、再生支援資金、経営革新支援資金、人にやさしい環境整備支援資金、買い物の場整備支援資金、長期経営安定緊急資金(原油高関連分)があります。										
緊急融資	セーフティネット資金	取引先企業の倒産や事業活動の制限等により経営の安定に支障を来している中小企業者又は組合 中小企業信用保険法第2条第4項各号のいずれかに該当し、経営の安定に支障が生じている中小企業者又は組合	運転資金	8,000万円以内	8年以内(据置1年以内)	年利 2.35%(責任共有利率) 年利 2.20%(責任共有外利率)	保証人 法人1人以上 個人原則不要 担保は取扱金融機関又は保証協会の決定 信用保証要する	保証料率 ・責任共有 0.4%以上 1.5%以下 ・責任共有外 0.4%以上 1.7%以下	随時	商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団
	資金繰り安定化対応資金	最近3ヶ月間の平均売上高等が前年同期の平均売上高等に比して3%以上減少している中小企業者又は組合	設備運転資金	8,000万円以内	10年以内(据置2年以内)	年利1.75%(責任共有利率) 年利1.60%(責任共有外利率)	保証人 法人1人以上 個人原則不要 担保は取扱金融機関又は保証協会の決定 信用保証要する	保証料率 ・責任共有 0.4%以上 1.5%以下 ・責任共有外 0.4%以上 1.7%以下	随時 取扱期間 平成24年3月31日まで	商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団
	経済変動等資金 東北地方太平洋沖地震等緊急対策資金	中小企業者又は組合であって、東日本大震災により直接被害を受けたもの又は間接被害により売上高等が20%以上減少したものの	設備運転資金	8,000万円以内	10年以内(据置2年以内)	年利1.55%(責任共有利率) 年利1.40%(責任共有外利率)	保証人 法人1人以上 個人原則不要 担保は取扱金融機関又は保証協会の決定 信用保証要する	保証料率 ・責任共有 0.4%以上 1.5%以下 ・責任共有外 0.4%以上 1.7%以下	随時 取扱期間 平成24年3月31日まで	商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団
※緊急融資には、この他、災害復旧資金、災害対策特別資金、経済変動等資金があります。										
中小企業高度化資金	集団化資金	協同組合、協同組合連合会、これらの組合員もしくは構成員(以下「組合員等」という。)である特定中小企業者、企業組合、協業組合	土地、建物、構築物、設備	貸付対象施設の整備に要する額の80%以内(小規模事業者が占有する部分については90%以内)	20年以内(据置3年以内)	年利1.05%(中小企業の振興に係る関係法律の認定等を受けて実施する事業等については無利子)	原則として連帯保証人3人以上 貸付対象物件には、島根県を第1順位とする抵当権を設定していただきますが、担保力が不足する場合は、個人資産等他の適当な不動産を担保として提供していただきます。	保証料率 ・責任共有 0.4%以上 1.5%以下 ・責任共有外 0.4%以上 1.7%以下	原則として、貸付を受けようとする年度の前々年度1月末日までに貸付予備申請書を提出すること。	次の書類を作成し、中小企業団体中央会へ提出 ・貸付予備申請書 ・中小企業高度化資金貸付予備申請書 ・高度化事業に係る診断申込書
	施設集約化資金	協同組合、協同小組合、協同組合連合会、協業組合、中小企業者が合併もしくは出資して設立する会社								
	共同施設資金	協同組合、協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、企業組合、協業組合								
	設備リース資金	協同組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会	設備	貸付対象施設の整備に要する額の80%以内						
※中小企業高度化資金には、この他連鎖化資金、経営改革資金、企業合同資金、集団区域整備資金等があります。また、事業用施設に使用されている石綿(アスベスト)による健康被害等の防止を図るもの(アスベストの除去、封じ込め等で資産計上するもの)についても貸付対象となります。(貸付割合:貸付対象事業費の90%以内、貸付利子:無利子)										
	島根県環境資金	県内において同一業種を1年以上継続して営んでいる企業	設備資金 公害防止、省エネルギー等に係わる設備資金 運転資金 ISO認定取得費用、石綿対策等に係わる運転資金	2億円	15年以内(据置2年以内)	年利1.75%(責任共有利率) 年利1.60%(責任共有外利率)	取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる		随時	商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団

・日本政策金融公庫 国民生活事業

名称	融資(助成)対象者		資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
普通貸付	ほとんどの業種の中小企業の法人及び個人(金融業、投機的事業、一部の遊興娯楽業等の業種の方は除く)		設備・運転資金	4,800万円以内	(運) 5年以内(特に必要な場合は7年以内) 据置6ヶ月以内(特に必要な場合は1年以内) (設) 10年以内(据置2年以内)	年利 2.25%~	保証人、担保(不動産、有価証券等)などにつきましては、お客様のご要望を伺いながらご相談させていただきます。		日本政策金融公庫 国民生活事業
			設備資金 (業種・品種の転換、大型店進出などに伴う店舗・工場移転等を図る設備資金)	特定設備資金(別枠)7,200万円以内	20年以内(据置2年以内)				
経営改善貸付 (無担保・無保証人)	商工会議所会頭、商工会会長又は県商工会連合会会長の推薦を受けた常時使用する従業員が商業、サービス業にあっては5人以下、製造業その他にあっては20人以下の方		設備・運転資金	1,500万円以内	運転7年以内(据置期間1年以内を含む) 設備10年以内(据置期間2年以内を含む)	年利 1.95%	不 要		商工会議所 商工会 商工会連合会
生活衛生貸付	生活衛生関係の事業を営む方。 (飲食店、喫茶店、食肉・食鳥肉販売、冰雪販売、理容、美容、興行場、旅館、浴場、クリーニング)		衛生設備、近代化設備、店舗、従業員宿舍、独立開業(のれんわけ)などのために必要とする設備資金及び振興計画のための運転資金、設備資金	(一般貸付) 7,200万円~4億円以内 (業種により異なります。) (振興事業貸付) 振興計画のための運転資金 5,700万円以内 (振興事業貸付) 振興計画の為の設備資金 1億5,000万円以内~7億2,000万円以内 (業種により異なります。)	13年以内 据置 1年以内 5年以内(特に必要な場合7年以内) 据置 6ヶ月以内(特に必要な場合1年以内) 18年以内(特別な場合これを超えることもできます。) 据置 2年以内	年利 2.25%~ (特定の設備資金については) 年利 0.85%~	保証人、担保(不動産、有価証券等)などにつきましては、お客様のご要望を伺いながらご相談させていただきます。	随時	日本政策金融公庫国民生活事業又は各生活衛生同業組合及び県生活衛生営業指導センター
生活衛生改善貸付 (無担保・無保証人)	生活衛生関係の業種を営み生活衛生同業組合理事長等の推薦を受けた常時使用する従業員が5人以下の方		設備・運転資金	1,500万円以内	(設)10年以内(据置2年以内を含む) (運)7年以内(据置1年以内を含む)	年利 1.95%	不 要		各生活衛生同業組合
生活衛生セーフティネット貸付	I 経営環境 変化資金	振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係業者であって、売上が減少するなど業況が悪化している方	運転資金	振興事業貸付の運転資金とは別枠で5,700万円	5年以内(特に必要な場合は8年以内) (据置は1年以内で特に必要な場合は3年以内を含む)	年利 1.75%~	保証人、担保(不動産、有価証券等)などにつきましては、お客様のご要望を伺いながらご相談させていただきます。		日本生活金融公庫国民生活事業又は生活衛生同業組合及び県生活衛生営業指導センター
	II 金融環境 変化資金	振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係業者であって、取引金融機関の経営破綻などにより、資金繰りに困難を来している方		別枠4,000万円					

新企業育成 貸付	新規開業資金	新たに事業を始める方、事業開始後 おおむね5年以内の方	設備・運転資金	7,200万円以内 (うち運転資金4,800万 円)	(設)15年以内 (運)5年以内(特に必要な 場合7年以内)	年利 1.35%~	保証人、担保(不動産、有価証券等)な どにつきましては、お客様のご要望を伺 いながらご相談させていただきます。	随時	日本政策金融公庫 国民生活事業
	女性、若者/ シニア起業家 資金	女性または30歳未満か55歳以上の 方であって、新たに事業を始める方、 事業開始後おおむね5年以内の方		7,200万円以内 (うち運転資金4,800万 円)	(設)15年以内 (運)5年以内(特に必要な 場合7年以内)	年利 1.35%~			
	再チャレンジ 支援融資(再 挑戦支援資 金)	廃業歴等ある方など一定の要件に該 当する方で、新たに事業を始める方や 事業開始後おおむね5年以内の方		2,000万円以内	<固定金利型貸付> (設)15年以内 (運)5年以内(特に必要な 場合7年以内)	年利 2.25%~			
	新事業活動 促進資金	経営多角化、事業転換などにより、第 二創業などを図る方		7,200万円以内 (うち運転資金4,800万 円以内)	(設)15年以内(特に必要な 場合20年以内) (運)5年以内(特に必要な 場合7年)	年利 1.35%~			
セーフティ ネット貸付	経営環境変 化資金	売上が減少するなど業績が悪化して いる方	設備・運転資金	普通貸付とは別に4,80 0万円以内	(設)15年以内 (運)5年以内(特に必要な 場合8年以内)	年利 1.75%~			
	金融環境変 化資金	取引金融機関の経営破たんなどに よ、資金繰りに困難を来している方		別枠 4,000万円以内	(設)15年以内 (運)5年以内(特に必要な 場合8年以内)	年利 1.75%~			
	取引企業倒 産対応資金	取引企業の倒産などにより経営に困 難を来している方	運転資金	別枠 3,000万円以内	(運)5年以内(特に必要な 場合8年以内)	年利 1.50%~			
特別 貸付	企業再生貸 付	企業再建・事 業承継支援 資金	設備・運転資金	7,200万円以内 (うち運転資金4,800万 円以内)	(設)15年以内 (運)5年以内(特に必要な 場合7年以内)	年利 1.35%~			
	企業活力強 化貸付	企業活力強 化資金	卸売業、小売業、飲食店又はサービ ス業を営む方で、店舗の新築・増改 築、機械設備の購入、新分野進出な どを行う方	設備・運転資金	7,200万円以内 (うち運転資金4,800万 円以内)	(設)20年以内(一部対象 者は15年以内) (運)5年以内(特に必要な 場合は7年以内)			
IT資金		情報化投資を行う方	7,200万円以内 (うち運転資金4,800万 円以内)		(設)15年以内 (運)5年以内(特に必要な 場合7年以内)	年利 1.35%~			
財務向上サ ポート資金		経営状況が一定の要件に該当する方 であって、合理化のための取り組みな どを行う方	設備資金	1,500万円以内	(設)10年以内(特に必要な 場合15年)	年利 2.25%~			
地域活性化 雇用促進資 金		承認企業立地計画などに従って事業 を行う方または雇用創出効果の見込 まれる設備投資を行う方	設備・運転資金	7,200万円以内 (うち運転資金4,800万 円以内)	(設)15年以内 (一部対象者で特に必要な 場合20年以内) (運)5年以内(特に必要な 場合7年以内)	年利 0.95%~			
食品貸付		食品関係の小売・製造小売業又は花 き小売業を営む方で、店舗の新築・増 改築、機械設備の購入、フランチャイ ズチェーンへの加盟などを行う方	設備・運転資金	7,200万円以内 (うち運転資金4,800万 円以内) 事業協同組合等 1億 1,000万円以内	(設)原則13年以内 (運)原則5年以内	年利 1.35%~			

環境・エネルギー対策 貸付	環境・エネルギー対策資金	非化石エネルギー設備や省エネルギー効果の高い設備を導入する方、または環境対応の促進を図る方	設備・運転資金	7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円以内)	(設)15年以内 (運)5年以内(特に必要な場合7年以内)	年利 1.20%~			
	社会環境対応施設整備資金	高齢者や身体障害者の方などが容易に利用できるバス・タクシー等の整備を行う方であって、主として運輸業を営む方	設備資金	7,200万円以内	(設)15年以内	年利 2.25%~			
中小企業会計関連融資制度		普通貸付又は特別貸付の貸付対象者のうち、「中小企業の会計」を適用される方	各融資制度に定める設備・運転資金	各融資制度に定める貸付限度額内	各融資制度に定める返済期間内	各融資制度に定める利率から年0.2%引き下げます。			

・日本政策金融公庫 中小企業事業

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)	
新企業育成貸付	新事業育成資金	新規性、成長性のある事業を始めて7年以内の方	設備・運転資金	直接貸付 6億円	設備 15年(据置5年)以内 運転 7年(据置2年)以内	特別利率③ ただし、6年目以降は基準利率+0.2%	・担保設定の有無、担保の種類等については、ご相談のうえ決めさせていただきます。 ・保証人(経営責任者の方)が必要です。 ・ただし、直接貸付において一定の要件を満たす場合には、経営責任者の方の個人保証を免除又は猶予する制度もある。	平成24年3月31日	直接貸付 (株)日本政策金融公庫 松江支店 中小企業事業 代理貸付 代理店窓口(ほとんどの銀行、信用金庫、信用組合)	
	新事業活動促進資金	「経営革新計画」の承認を受けた方、「新連携計画」の認定を受けたプロジェクトに係わる連携体を構成する方、「農商工等連携計画」及び「地域産業資源活用事業計画」の認定を受けた方など			設備 20年(据置2年)以内 運転 7年(据置3年)以内	特別利率①③				
企業活力強化貸付	企業活力強化資金	経営の近代化、合理化及びものづくり基盤技術の高度化を進める方など			(設) 20年(据置2年)以内 (運) 7年(据置1年)以内	特別利率①②③				
	IT活用促進資金	情報技術(IT)の普及及び変化に関連した事業環境の変化に対応するための情報化投資を行う方		直接貸付 7億2千万円 (うち運転資金2億5千万円)	(設) 15年(据置2年)以内 (運) 7年(据置1年)以内	特別利率①②				
	地域活性化・雇用促進資金	特定の地域において一定の雇用創出効果が見込める設備投資を行う方、「企業立地計画」または「事業高度化計画」の承認を受けた方、地方公共団体が推進する施策に基づき事業を行う方など		代理貸付 1億2千万円	(設) 20年(据置2年)以内 (運) 7年(据置1年)以内	特別利率①②③ 特別利率 ③				
グリーン環境対策工賃付	環境・エネルギー対策資金	特定の非化石エネルギー設備、省エネルギー設備を設置する方、特定の産業公害防止施設等を設置する方など			(設) 15年(据置2年)以内 (運) 7年(据置2年)以内	特別利率①②③ 特省エネ利率B				
セーフティネット貸付	経営環境変化対応資金	一時的な売上高の減少等業況が悪化している方、社会的要因による業績悪化により資金繰りに支障をきたしている方など			直接貸付 7億2千万円	(設) 15年(据置3年)以内 (運) 8年(据置3年)以内				基準利率 ・長期運転資金に限り、上限3% ・一定の要件に該当する場合、金利控除の適用可能(融資後3年)
	金融環境変化対応資金	金融機関との取引状況の変化により一時的に資金繰りが悪化している方			直接貸付 3億円	(設) 15年(据置3年)以内 (運) 8年(据置3年)以内				基準利率 ・長期運転資金に限り、上限3% ・一定の要件に該当する場合、金利控除の適用可能(融資後3年)
企業再生貸付	事業再生支援資金	<アーリーDIP> 民事再生法の規定による再生手続開始の申立等を行った方			直接貸付 7億2千万円 (うち運転資金2億5千万円)	<アーリーDIP> 1年(据置1年以内)				<アーリーDIP> 基準利率+2.5%(上限4%)
		<レイターDIP> 民事再生法に基づく再生計画の認可決定等を受けた方			<レイターDIP> (設) 10年(据置2年)以内 (運) 5年(据置2年)以内	<レイターDIP> 基準利率+1.0%(上限4%)				
	企業再建・事業継承支援資金	経営改善又は経営再建等に取り組む方、倒産した企業、経営難の状態にある企業や後継者不在等により事業継続が困難となっている企業から事業を承継する方、経営の安定化を図るため自己株式を取得する方		直接貸付 7億2千万円 (うち運転資金4億8千万円)	(設) 20年(据置2年)以内 (運) 10年(据置2年)以内	基準利率+0.3%(上限4%) 特別利率①(上限4%) 特別利率③+0.3%(上限4%)				

・商工中金

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
新企業育成貸付	新事業育成資金	技術的水準が高い又は製品・サービスに特色を有する等の新たな事業を行う中小企業で、当金庫の新事業審査委員会で新規性を認定した中小企業の皆様	新たな事業を行うために必要な設備資金、長期運転資金		(設) 15年以内(5年以内) (運) 7年以内(2年以内)				
	新事業活動促進資金	・経営革新計画の承認を受けた中小企業の皆様 ・経営向上計画について当金庫より承認を受けた中小企業の皆様 ・産業活力再生特別措置法に基づき経営資源再活用計画の認定を受けた中小企業の皆様 ・中小企業新事業活動促進法に基づく特定業種に属する、又は、同法に基づく経営基盤強化計画に従って事業を行う中小企業の皆様 ・新連携計画の承認を受けた中小企業の皆様 ・第二創業(経営多角化、事業転換)を図る中小企業の皆様	経営革新、経営の向上、経営資源再活用事業、経営基盤強化、新連携計画に係わる事業、第二創業のために必要な設備資金、長期運転資金		(設) 15年以内(2年以内) (例外: 20年以内(2年以内)) (運) 5年以内(1年以内) (例外: 7年以内(3年以内))				
企業活力貸付	IT活用促進資金	情報技術の普及変化に対応した情報化投資を行う中小企業の皆様	情報関連機器等の設備を取得するために必要となる設備資金、長期運転資金		(設) 15年以内(2年以内) (運) 5年以内(1年以内) (例外: 7年以内(1年以内))				
	海外展開資金	業種、売上等一定の要件を満たし、海外展開を行う中小企業の皆様	海外直接投資を行う為に必要とする設備資金		(設) 15年以内(2年以内)		※貸付期間、資金使途、お客様の財務内容、担保条件により貸付利率が異なります。各資金とも別途短期資金の取扱もございます。		
	雇用促進資金	事業の拡大等により、当該事業所全体で新たに原則2人以上の人材確保が見込まれる中小企業の皆様	事業拡大等の為の設備資金、長期運転資金		(設) 15年以内(2年以内) (運) 5年以内(2年以内) (例外 7年以内(2年以内))				
セーフティネット貸付	経営環境変化対応資金	経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上減少等業績悪化をきたしているが、中長期的には業況が回復し、発展が見込まれる中小企業の皆様	中長期的な経営基盤の強化に必要な長期運転資金、社会的要因等により企業維持上緊急に必要な設備資金		(設) 15年以内(1年以内) (例外: 15年(2年以内)) (運) 5年以内(1年以内) (例外: 8年(2年以内))				
	金融環境変化対応資金	金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難をきたしている中小企業の皆様	金融機関との取引状況の変化に伴い、必要とする長期運転資金、企業維持上緊急に必要な設備資金		(設) 15年以内(1年以内) (例外: 15年(2年以内)) (運) 5年以内(1年以内) (例外: 8年(2年以内))				
	取引企業倒産対応資金	取引先企業の倒産により、経営に困難を生じている中小企業の皆様	取引先企業の倒産に伴い緊急に必要なとする長期運転資金(一部使途においては設備資金も対象です)		(設) 15年以内(1年以内) (例外: 15年(2年以内)) (運) 5年以内(1年以内) (例外: 8年(2年以内))				
				特に定めず					商工中金松江支店

事業再生支援貸付	事業再生緊急支援資金	法的再生手続き開始決定から認可決定までの再生事業者の方で、かつ手続申立時点で当金庫と貸出取引のある事業者の皆様	短期運転資金(手形貸付、手形割引)	(運)1年未満	商工中金所定の利率(担保) 短期運転資金:商業手形又は売掛金の担保提供が必要です。 長期運転資金:原則として必要です。 設備資金:融資対象物件を含め原則として必要です。
	事業再生安定化支援資金	・法的再生手続きの認可決定から手続き終了までの再生事業者の皆様 ・私的整理ガイドラインに沿って私的整理が成立した事業者の皆様	・短期運転資金(含手形割引) ・事業再生に必要な設備資金 ・再生計画の履行に必要な長期運転資金 ・再生手続結算資金	(運)10年以内(2年以内) (設)15年以内(2年以内)	
	事業再生促進支援資金	再生事業者、再生事業者に準ずる事業者等から、営業譲渡等により事業承継する事業者の皆様	事業に必要な設備資金(買取資金)	(設)15年以内(2年以内)	
企業再建支援貸付	再生事業者、または過剰債務を抱えているが自らのリストラ努力により再建を図ろうとする当金庫と貸出取引(申込時点)のある事業者で、妥当な経営改善計画等により、企業再建が見込まれる事業者の皆様	企業の再生に必要な設備資金、長期運転資金、短期運転資金、(含手形割引)	(運)10年以内(2年以内) (設)15年以内(2年以内)	商工中金所定の利率	
省エネルギー促進無担保貸付制度	(財)省エネルギーセンター、地公体、ESCO事業者等の省エネ診断等に基づく省エネ投資を行う事業者の皆様債務超過でないこと、延滞していないこと、投資効果が見込まれる等種々の観点から見て返済力に問題がないと認められる場合にご融資を行います	省エネ診断等に基づく省エネ関連設備資金及びこれに係わる長期・短期運転資金(除手形割引)	設備・長期運転 5年以内(6ヶ月) 短期運転 1年未満		
環境配慮型経営支援貸付	環境配慮型経営にかかる第三者認証(ISO14000、エコアクション21、グリーン経営認証等)を取得した事業者の皆様	環境配慮に必要な設備資金	(設) ・10年固定貸出:10年以内(3年以内) ・変動貸出(当初10年固定型):20年以内(3年以内)		
再チャレンジ支援貸付	過去に事業に失敗した経歴のある経営者の方で、再度事業経営にチャレンジするため新たに開業する事業者または開業後概ね5年以内の事業者の皆様	事業立ち上げに再チャレンジするために必要とする設備資金、長期・短期運転資金(含手形割引)	(運)7年以内(1年以内) (設)15年以内(3年以内)		
災害復旧資金	異常な自然現象等により生じる被害又は武力攻撃災害の影響を受けた直接被災事業者および間接被災事業者	既存事業設備の復旧に必要な設備資金、災害の影響により生じた不足運転資金(長期・短期)	(運)10年以内(3年以内) (設)20年以内(3年以内)		

※お問い合わせにつきましては、各担当先までお問い合わせ下さい

平成23年度 市町村融資・助成制度一覧表

・松江市

平成23年度5月1日時点

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
街づくり資金融資 (テナント事業近代化資金)	中小企業(個人・会社・組合)であって、商店街を形成する区域内において事業の用に供するために借店舗の店舗改善資金又は併せて運転資金を必要とするもの	設備・運転資金	2,000万円	10年以内(据置6ヶ月以内)	[責任共有制度対象外] 年利 1.6%(変動金利) [責任共有制度対象] 年利 1.75%(変動金利)	保証人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要 担保 必要に応じて要 信用保証要する 保証料率年0.4%~1.5% (松江市1/2補助)	随時	松江商工会議所 まつえ北商工会 まつえ南商工会
街づくり資金融資 (店舗近代化資金)	中小企業者(個人・会社・組合)であって、商店街を形成する区域内において自己所有の店舗改善資金又は、併せて運転資金を必要とするもの	設備・運転資金	1,000万円	10年以内(据置6ヶ月以内)	[責任共有制度対象外] 年利 1.6%(変動金利) [責任共有制度対象] 年利 1.75%(変動金利)	保証人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要 担保 必要に応じて要 信用保証要する 保証料率年0.4%~1.5% (松江市1/2補助)	随時	松江商工会議所 まつえ北商工会 まつえ南商工会
中小企業制度融資 信用保証料補給金 (平成23年4月1日)	島根県中小企業制度融資のうち ①創業者支援資金 ②小規模企業育成資金 ③小規模企業特別資金 ④長期経営安定資金(原油高騰関連分) ⑤一般設備資金 ⑥資金繰り安定化対応資金 ⑦東北方太平洋沖地震等緊急対策資金 を平成23年4月1日から平成24年3月31日までに保証料を支払った市内中小企業者(個人、法人、組合) ⑧資金繰り円滑化支援緊急資金を平成23年3月31日までに保証料を支払った市内中小企業者(個人、法人、組合)		信用保証料の一部を助成 ①創業者支援資金 [補給対象期間] 保証期間10年以上12年以下 5年 保証期間8年以上10年未満 4年 保証期間5年以上8年未満 3年 [補給率] 2/3 ②小規模企業育成資金 ③小規模企業特別資金 [補給対象期間] 保証期間5年以上7年以下 3年 [補給率] 1/3 ④長期経営安定緊急資金(原油高騰関連分) [補給対象期間] 全期間 [補給率] 1/4(上限10万円) ⑤一般設備資金 [補給対象期間] 保証期間の1/2 [補給率] 1/3 ⑥~⑧ [補給対象経費] 保証期間の1/2 [補給率] 2/3 ①~④の保証料率の範囲は 責任共有制度対象外のもの 1.1%以下の部分 責任共有制度対象のもの 0.95%以下の部分				①~⑥ 平成24年5月31日まで ⑦ 平成23年5月31日まで	松江市役所 本庁商工課 各支所地域振興課

・浜田市

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
浜田市中小企業等特別融資 (平成23年4月1日)	浜田市内の中小企業者及び漁業者	運転資金	500万円	1年以内	年2.1%	保証人 2人以上 担保 不要	随時	日本海信用金庫
浜田市中小企業協同組合 合理化対策融資資金 (平成23年4月1日)	浜田市内の中小企業等協同組合法に 基づく組合及び組合員	運転資金	組合 1,500万円以内 組合員 1,000万円以内	5年以内	年2.0%	保証人 2人以上 担保 商工中金の決定による		商工中金 浜田営業所
浜田市創業者支援資金補助金 (平成23年4月1日)	浜田市内で、島根県創業者支援資金 及び日本政策金融公庫が行う国民生 活事業による新規開業資金等の融資 を受けて新規創業するもの	利子及び信用保証料	総合計で30万円を上限に、利子及び信 用保証料の当初から12ヶ月以内					浜田市 産業政策課

・出雲市

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)	
出雲市中小企業協同組合 育成融資資金	市内の中小企業組合及び組合員	設備・運転資金	転貸事業 6,000万円 (1組合員あたり500万円の範囲内) その他の組合事業 5,000万円 組合員事業 1,000万円	(運)5年以内 (設)7年以内 (措置6ヶ月以内) 原則元金均等月賦	年利 2.0%	保証人 法人2人以上(代表者 を含む) 個人1人以上 担保・信用保証 商工中金の決 定による	随時	商工中金松江支店	
出雲市中小企業 信用保証料補助金	市指定の制度融資を受けた市内中小 企業者 ①島根県制度融資 一般融資 小規模企業育成資金 ②島根県制度融資 一般融資 小規模企業特別資金 ③島根県制度融資 一般融資 一般設備資金 ④島根県制度融資 特別融資 創業者支援資金 ⑤島根県制度融資 緊急融資 資金繰り安定化対応資金		保証料の当初2年分のうち次のとおり補助 ①小規模企業育成資金 ②小規模企業特別資金 0.84%以下の場合は、半額補助 0.84%を超える場合は、0.42%を 減じた率を用いて算出した額 ③一般設備資金 0.92%以下の場合は半額補助 0.92%を超える場合は、0.46%を 減じた率を用いて算出した額 ④創業者支援資金 全額補助 ⑤資金繰り安定化対応資金 半額補助(上限10万円)					随時	出雲商工会議所 平田商工会議所 出雲商工会

・益田市

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
益田市中心小企業協同組合 合理化対策資金	組合及び組合員	運転資金	組合 1,500万円以内 組合員 1,000万円以内	5年以内	年利 2.5%	保証人・担保 商工中金の決定による		商工中金
産業創出チャレンジ支援 事業 (名称変更、拡充)	・中小企業者 ・新たに事業化に向けて取り組む個人 若しくは団体	次のいずれかに該当する事業(事業費の総額は10万円以上とする。 ①農林水産物の生産力の向上、高品質化、ブランド化を図る新たな事業 ②地域資源を活用した商品開発等を図る新たな事業 ③食をテーマとした交流産業の創出を図る新たな事業 ④企業間又は大学等の連携による新たな事業 ⑤その他市長が適当と認める事業	当該補助対象経費の3分の2以内、限度額100万円 算出した額に千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額	/	/	/	/	/
商談会等出展支援事業 (名称変更)		市内で生産加工された産品等の県外で開催される商談会、展示会、見本市、博覧会等への出展とする。ただし、販売を主な目的とした商談会等の出展は対象としない。	当該補助対象経費の3分の2以内、限度額100万円 算出した額に千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額 1事業者当たり年1回のみ					
産業人材育成支援事業 (新設)	中小企業者	補助となる対象となる研修活動は、次の団体等が実施する研修とする。 ①中小企業大学校の行う研修 ②公益法人が行う研修 ③大学及び専門研修機関が実施する研修 ④県が実施する研修 ⑤その他市町村が認める研修	受講に係わる旅費、受講料等とし、その2分の1(千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)とする。ただし、一人当たり50,000円を限度とする。 一事業者につき年間2名以内とする。					
創業フォローアップ支援事業 (一部改正、拡充)	創業3年以内の中小企業者	創業日の属する月の末日から3年以内に経営把握のため商工会議所、商工会又は税理士へ支払った経費のうち次に掲げるものとする。 ①月次記帳処理経費(月額5千円を限度額とし、12箇月を超えないものとする。) ②決算書等作成経費 ③その他市長が認める経費	一事業所あたり6万円以内(千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)とする。					
空店舗活用事業 (新設)	県地域商業再生支援緊急対策事業方針の条件を満たす店舗を益田市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地の空店舗に出店する事業者	中心市街地の空店舗への出店(新規又は増設)するために必要な改装費及び家賃	・家賃:補助対象経費の1/3以内 ・改装費:補助対象経費の1/4以内 ・ただし、一事業あたり1,680千円が上限(家賃は月7万円が上限)					

・大田市

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
大田市中小企業育成資金 (平成22年4月1日)	市内で1年以上引き続き事業を営む中小企業者又は組合で、商工中金の貸付対象者	運転資金	500万円以内	5年以内	年利 2.0%	商工中金の決定による	随時	大田商工会議所
大田市資金繰り安定化対応資金信用保証料補給金 (平成23年4月1日)	島根県中小企業制度融資の資金繰り安定化対応資金を利用した大田市に事業所等を有する事業者(市税を滞納していない者に限る)		保証料の35%相当額の2/3以内(千円未満切り捨て)1事業者当たり300千円	/			随時	大田市役所産業企画課
設備投資円滑化事業 (平成23年4月1日)	公益財団法人しまね産業振興財団が実施している「設備貸与制度」を利用した大田市に事業所等を有する事業者(市税を滞納していない者に限る)		保証金の2/3以内(千円未満切り捨て)1事業者当たり100万円				随時	大田市役所産業企画課
メイドイン大田創出支援事業 (平成17年10月1日)	大田市内に事業所等を有する中小事業者その他団体(市税を滞納していない者に限る)	①ものづくり (商品開発・改良) ②工業所有権取得 ③販路開拓	①経費の2/3以内(千円未満切り捨て)、2000千円・一部500千円 ②経費の1/2以内(千円未満切り捨て)、400千円 ③経費の2/3以内(千円未満切り捨て)、500千円				第一期につきま しては締切済 み	大田市役所産業企画課
企業は人なり人材育成事業 (平成20年4月1日)	大田市内に事業所等を有する中小事業者その他団体等(市税を滞納していない者に限る)	業務の充実・拡大に必要な技術等を得るために必要な研修活動経費	研修活動経費の1/2以内(千円未満切り捨て) 150千円				随時	大田市役所産業企画課
「東日本大震災」被災者雇用対策事業 (平成23年4月6日)	東日本大震災被災者を雇用した場合、雇用主に対し賃金の一部を助成する(市税を滞納していないものに限る)		月額50千円(月額賃金が50千円に満たない場合は月額賃金) 最長1年間				随時	大田市役所産業企画課
東北地方太平洋沖地震等緊急対策資金信用保証料助成事業 (平成23年4月6日)	島根県中小企業制度融資「東北地方太平洋沖地震等緊急対策資金」を利用した大田市に事業所等を有する事業者(市税を滞納していないものに限る)		保証料の35%相当額の2/3以内(千円未満切り捨て)1事業者当たり300千円				随時	大田市役所産業企画課

・安来市

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
安来市特別融資	安来市内の中小企業者	設備・運転資金	1,500万円以内	7年以内	[責任共有制度対象] 年利 1.95% [責任共有制度対象外] 年利 1.8%	保証料率 0.4~1.7% 保証人 個人 原則不要 法人 1人以上	随時	安来商工会議所 安来市商工会
安来市中小企業融資制度保証料補給金	市指定の制度融資を受けた市内中小企業者等 ・小規模企業育成資金(県制度) ・安来市特別融資(市独自) ・一般設備資金(県制度) ・資金繰り円滑化支援緊急資金(県制度) ・資金繰り安定化対応資金(県制度) ・東北地方太平洋沖地震等緊急対策資金(県制度)		信用保証料の一部を助成(上限5万円) ・小規模企業育成資金(信用保証料の3/7を助成) ・安来市特別融資(信用保証料の3/7を助成) ・一般設備資金(信用保証料の1/2を助成) ・資金繰り円滑化支援緊急資金 ・資金繰り安定化対応資金 ・東北地方太平洋沖地震等緊急対策資金 (信用保証料の3/10を助成)	/			保証料を支払った日以降3ヶ月以内	安来市役所(伯太庁舎) 商工観光課

・江津市

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
江津市中小企業協同組合育成資金	組合及び組合員	設備・運転資金	組合 1,500万円以内 組合員 1,000万円以内	5年以内	年利2.5%	保証人 2人以上(法人3人以上) 担保 商工中金の決定による	随時	商工中金
江津市中小企業等競争力強化支援事業(H22.9.1施工)	・中小企業者 ・新たに起業しようとする者	・新商品開発に要する経費 ・新規事業分野参入に要する経費 ・販路開拓に要する経費	50万円以内(対象経費の3分の2)				随時	江津市商工観光課

・雲南市

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
雲南市商工業活性化支援補助金(金融支援対策事業補助金)	市内商工業者	島根県が実施する中小企業制度融資につき島根県信用保証協会に支払った保証料(「創業支援資金」は市内での新規創業に限る)	10万円以内(対象は保証料一括払い)				随時	雲南市商工会 雲南市 商工観光課

・東出雲町

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
島根県小規模企業育成資金保証料助成事業	町内企業、町内商店	小規模企業育成資金借入の際に保証協会に支払った保証料	[補給対象期間] 保証期間5年以上7年以下 3年 [補給率]1/3				随時	東出雲町商工会 東出雲町企画商工課
島根県小規模企業特別資金保証料助成事業(全国小口)		小規模企業特別資金借入の際に保証協会に支払った保証料						
島根県創業者支援資金保証料助成事業		創業支援資金借入の際に保証協会に支払った保証料	[補給対象期間] 保証期間10年以上12年以下 5年 保証期間8年以上10年未満 4年 保証期間5年以上8年未満 3年 [補給率]2/3					
島根県資金繰り安定化対応資金保証料助成事業		資金繰り安定化対応資金借入の際に保証協会に支払った保証料	保証料助成は、1/2年以内(上限5万円)(8月に松江市制度に統一予定)					
島根県一般設備資金保証料助成事業		一般設備資金借入の際に保証協会に支払った保証料	[補給対象] 保証期間×1/2の保証料 [補給率]1/3					
東出雲町中小企業設備貸与制度保証金助成事業		公益財団法人しまね産業振興財団の設備貸与制度割賦販売方式を利用して、希望する機械・設備(新品)を導入する際に、支払った保証金に対する助成	年間1企業最高50万円以内 公益財団法人しまね産業振興財団の設備貸与制度割賦販売方式により設備貸与を受ける者が一括で支払った保証金の2.8/10以内					
新製品・新技術開発助成事業	東出雲町内の中小企業者等	新製品・新技術開発助成事業	[補助率] 公益財団法人しまね産業振興財団補助額×1/3(財団と併せて2/3) [上限額] 技術革新型500万円 取引拡大型100万円				随時	

・斐川町

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
斐川町信用保証料助成	斐川町商工会の会員	関連する企業の倒産により島根県中小企業制度融資を利用した場合、島根県信用保証協会に支払う信用保証料の一部を助成	売掛債権額に対し保証協会に支払った保証料の1/2					斐川町商工会 斐川町商工観光課
斐川町緊急信用保証料補給金(H23.4.1)	島根県中小企業制度融資のうち ①資金繰り安定化対応資金 ②東北地方太平洋沖地震等緊急対策資金 の各融資を受けた町内中小企業		信用保証料の半額を助成(上限10万円)				随時	斐川町商工会

・美郷町

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
中小企業経営基盤強化補助金(平成22年4月1日)	中小企業者	施設の新設・更新等	1/2 上限100万円				年中	美郷町産業振興課
美郷町雇用開発促進条例	町内企業、町内商店	固定資産税の減税		竣工後3年間				

・吉賀町

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
吉賀町中小企業育成資金 利子補給	中小企業信用保険法の適応業種を営む中小企業者で町税を滞納していない者	設備資金	融資元金が1会計年度2億円とし、累計額6億円を超えない範囲 1企業者に対する対象元金限度額1千万円	貸付実行日から3年以内	年度ごとの融資残額の年4%以内で、対象者が支払う利息の1/2		随時	吉賀町商工会

・津和野町

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
津和野町中小企業融資利子補給金(平成23年4月1日)	町内に店舗又は事業所を有する中小企業者で町税等の滞納をしていない者	設備・運転・創業資金	島根県中小企業制度融資要綱に規定する融資限度額と同額	貸付実行月から5年以内	借入利率の2分の1とし、年1.0%を超えないもの		年度内1回(3月頃)	津和野町商工会

・邑南町

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
邑南町中小企業への緊急融資	町内商工業者	設備・運転資金	5万円以内				随時	邑南町役場商工観光課

※お問い合わせにつきましては、各市町村等までお問い合わせ下さい

中小企業金融のご相談、窓口は

機関名	所在地	連絡先
日本政策金融公庫 松江支店 中小企業事業	松江市殿町111番地 (松江センチュリービル7階)	TEL 0852-21-0110 FAX 0852-21-6654
日本政策金融公庫 松江支店 国民生活事業	松江市殿町111番地 (松江センチュリービル7階)	TEL 0852-23-2651 FAX 0852-24-4616
日本政策金融公庫 浜田支店 国民生活事業	浜田市殿町82番地7	TEL 0855-22-2835 FAX 0855-22-7632
株式会社商工組合中央金庫 松江支店	松江市殿町210番地	TEL 0852-23-3131 FAX 0852-27-1199
株式会社商工組合中央金庫 浜田営業所	浜田市殿町124番地2	TEL 0855-23-3033 FAX 0855-22-2215
島根県商工労働部中小企業課	松江市殿町1番地	TEL 0852-22-5883 FAX 0852-22-5781
島根県西部県民センター商工労政事務所	浜田市片庭町254番地	TEL 0855-29-5646 FAX 0852-22-5306
島根県信用保証協会 本店	松江市殿町105番地	TEL 0852-21-0561 FAX 0852-22-2707
島根県信用保証協会 出雲支店	出雲市大津新崎町2番地24	TEL 0853-21-4998 FAX 0853-21-4858
島根県信用保証協会 浜田支店	浜田市松原町277番地9	TEL 0855-22-0833 FAX 0855-22-3309
島根県信用保証協会 益田支店	益田市あけぼの本町10番地6	TEL 0856-22-4567 FAX 0856-22-4568
公益財団法人しまね産業振興財団	松江市北陵町1番地 (テクノアークしまね内)	TEL 0852-60-5110 FAX 0852-60-5105